

騒音作業健康診断の説明

(1) 騒音特殊健康診断について

騒音職場で長期に働いておられますと、次第に聴力が失われてきますが、これを職業性難聴又は騒音性難聴といいます。職業性難聴の障害の程度は、騒音が大きいほど、又高いほど、同一騒音作業では、経験年数の長いものほどひどくなります。又障害の程度も騒音から離れない限り進んでゆきます。この職業性難聴は通常本人の知らない間に進行し、本人が気づいた時は、かなり進行しているのが特徴です。難聴が進みますと、日常会話が困難になってきます。今回の検査で聴力に異常ありと判定されたもの全部が騒音による職業性難聴とは限りません。他の原因(耳の疾患)による難聴の場合には、治療で治ることがありますから、耳鼻科専門医の精密検査を受けて耳の疾患を発見して下さい。

(2) 職業性難聴について

職業性(騒音性)難聴は治りませんから、難聴にならないように気を付けなければなりません。そのためには、まず、騒音源を遮断するとかして騒音を小さくする工夫が必要です。作業には耳栓を確実に着用させるようにして下さい。耳覆いもあります。耳栓と耳覆いを併用した方が更によい場合もあります。この他、騒音の総合的な予防の為労働省から「騒音障害防止の為のガイドライン(平成4年10月1日基発第546号)」が出されておりますので、これに基づいて措置して下さい。今回の検査結果を総合的にみて、難聴者の多い場合は騒音管理に充分注意して下さい。難聴者はその程度によって離職時に労災補償(騒音性難聴の認定基準等、昭和61年3月18日基発第149号)が受けられる場合がありますから、検査結果は保存しておいて下さい。

(3) 健康診断項目

騒音作業健康診断の項目は、次のとおりです。

区分	健康診断項目	
雇入れ時・当該業務への配置時健康診断	<ul style="list-style-type: none">○既往歴の調査○業務歴の調査○自覚症状および他覚症状の有無の検査○オーディオメータによる 250、500、1,000、2,000、4,000、8,000 ヘルツにおける聴力の検査○その他医師が必要と認める検査	
定期健康診断 (注)	一次検査	<ul style="list-style-type: none">○既往歴の調査○業務歴の調査○自覚症状および他覚症状の有無の検査○オーディオメータによる 1,000 ヘルツおよび4,000 ヘルツにおける選別聴力検査
	二次検査	一次検査の結果、医師が必要と認める者について行う。 <ul style="list-style-type: none">○オーディオメータによる 250、500、1,000、2,000、4,000、8,000 ヘルツにおける聴力の検査○その他医師が必要と認める検査
離職時等健康診断	定期健康診断と同じ。	

注 定期健康診断は6か月以内ごとに1回、定期に行うことが原則であるが、安衛則第44条または第45条の規定に基づく定期健康診断が6か月以内に行われた場合(オーディオメータを使用して、1,000ヘルツおよび4,000ヘルツにおける選別聴力検査が行われた場合に限る。)には、これを本通達に基づく定期健康診断(ただし、オーディオメータによる1,000ヘルツおよび4,000ヘルツにおける選別聴力検査の項目に限る。)とみなして差し支えない。

また、作業環境測定の結果の評価により第I管理区分に区分された場所または屋内作業場以外の作業場で測定結果が85dB(A)未満の場所における業務に従事する労働者については、本通達(平成4年10月1日基発第546号)に基づく定期健康診断を省略しても差し支えない。

なお、オーディオメータを使用して、1,000ヘルツおよび4,000ヘルツにおける選別聴力検査のみを行ったのでは、騒音性難聴のごく初期の段階では、所見なしと判定される可能性がある。したがって、2回の定期健康診断のうち1回は、1,000ヘルツおよび4,000ヘルツにおける閾値(聴力レベル)を検査することが望ましい。

(4) 聴力検査にあたってのお願い

騒音職場で作業している時は、聴力が低下しております。この低下状態のまま検査をしますと、難聴者とみなされます。その為、聴力検査は作業前か、作業を終えて2時間後に行うのがよいのですが、少なくとも30分経ってから測れるように仕事の繰り返し合わせをして下さい。

また、検査室が騒がしいと、よく聴きとれません。検査室としてはなるべく静かなところを選んで下さい。

検査を受ける方は、よく注意して聴いていないと、検査成績が悪くなります。

(5) 検査法について

検査法は、「オーディオメーター」により、数種の高さの音(周波数250、500、1000、2000、4000、8000Hz)を出して、それぞれの音に対する聴力を測定し、会話音域の聞き取り能力の程度を把握するため、次式により3分法平均聴力レベルを求めます。

$$3 \text{ 分法平均聴力レベル} = (A+B+C) \times 1/3$$

A : 500 ヘルツの聴力レベル

B : 1000 ヘルツの聴力レベル

C : 2000 ヘルツの聴力レベル

高音域の聴力レベルは4000ヘルツについての聴力レベルによる

(6) 判定(検査の結果は次表の区分に従って判定しております)

表：聴力レベルに基づく管理区分

聴力レベル		区 分	措 置
高音域	会話音域		
30 dB 未満	30 dB 未満	健常者 (A 正常範囲)	一般的聴覚管理
30 dB 以上 50 dB 未満		要観察者…前駆期の症状が認められる者 (B 要観察・前駆期症状)	第Ⅱ管理区分に区分された場所等においても防音保護具の使用の励行、その他必要な措置を講ずる。
50 dB 以上	30 dB 以上 40 dB 未満	要観察者…軽度の聴力低下が認められる者 (C 要観察・軽度聴力低下)	防音保護具の使用の励行、騒音作業時間の短縮、配置転換、その他必要な措置を講ずる。
	40 dB 以上	要管理者…中等度以上の聴力低下が認められる者 (D 要管理・中等度以上聴力低下)	

備考1 高音域の聴力レベルは、4000ヘルツについての聴力レベルによる。

2 会話音域の聴力レベルは、3分法平均聴力レベルによる。

3 措置欄の第Ⅱ管理区分とは、作業環境測定基準に基づく測定の結果の評価が第Ⅱ管理区分であるものをいう。

なお、不明な点がございましたら、労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課監修、労働基準調査会発行「騒音障害防止ガイドライン」を参考として下さい。

一般財団法人 全日本労働福祉協会

(Ver 2021.03)